

青森県報

第三千六百七十九号

平成二十五年

四月十五日
(月曜日)

目次

告 示

家畜伝染病の発生……………(畜産課)…一
保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課)…一

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活課)…二
右 同……………(同)……………二

公 安 委 員 会

警備員等の検定の実施……………(生活安全課)…二

告 示

青森県告示第三百二十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により
家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者	頭数	発生場所又は区域	年月日
ヨ一ネ病	牛	患者	二	上北郡横浜町	平成二五年三月
ヨ一ネ病	牛	患者	二	十和田市	二五年四月

青森県告示第三百二十五号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東津軽郡外ヶ浜町字平館長屋形一三九、字平館野田尻高川二七四
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び外ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年三月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エスペランサ

三 代表者の氏名

横山 広樹

四 主たる事務所の所在地

青森市大字三内字丸山一六五の八〇

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者自立支援法、介護保険法、生活保護法等による各種福祉サービス事業を通して、高齢者、障害者が個人の尊厳を保持しつつ地域社会において自立した生活を送ることができるよう支援を行うことにより、社会参画の実現と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日
平成二十五年三月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ドアドアラウンド・青森

三 代表者の氏名

佐藤 智子

四 主たる事務所の所在地

青森市大字石江字江渡一〇四の一三

五 定款に記載された目的

この法人は、青森市周辺地域に在住する高齢者・障がい者とその家族・子ども達
が、共に人間らしく豊かに暮らしていくための事業を行い、地域福祉の増進に寄与
することを目的とする。

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十三号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を
次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員
会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十五年四月十五日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十五年七月二十日（土）午前九時から午後五時までの間

2 場所

青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級

三 検定の定員

三十人(予定)

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること。

(3) 車両等の誘導に関すること。

(4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

(1) 車両等の誘導に関すること。

(2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手續

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十五年六月三日(月)から同月二十一日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(二) の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(三) の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通

(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万四千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二二一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(三) の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭